

都政新報

発行所 都政新報社
〒160-0023 東京都新宿区
西新宿7-23-1 TSBビル
(総務・読者) (03)5330-8781
(企画広告) (03)5330-8784
(編集) (03)5330-8786
(出版) (03)5330-8788
(ファクス) (03)5330-8808
郵便振替 00130-2-101470
購読料 月1,680円(税込)
毎週火・金曜日発行
但し、祝祭日は休刊
©都政新報社 2003

東京都総務局法務部訟務担当課長から、公募により熊本大学法学部教授に採用されて、早くも来年の3月で満2年が過ぎようとしている。都庁在職中に大変お世話になった上司・同僚、仲間の皆様にはご無沙汰ばかりで申し訳ない思いでいっぱいである。

熊本大学法科大学院の概要

現在、熊本大学法学部では、専門領域の地方自治法(前期)、公務員法(後期)のほか、基礎ゼミナール(1学年)、基礎演習(2学年)、演習I(3学年)、スコミ報道にあるようにさらに文学部の授業(法)認可されない大学院も法学概論を受け持っている。

また、昨年10月からは文科省の認可を受けて、大学院法学研究科(修士課程)の地方自治法論、地方自治実務演習を担当している。

授業のほかに委員会も多く、法学部広報委員長(全学部)の広報委員長兼任、法学部学生会副委員長(全学部の学生会委員長兼任)をも担当し、学内を動き回っている。

都庁時代と大きく違う点は朝の通勤ラッシュがないこと。東町の宿舎から大学近くの子飼橋まで、バスに座って行けるので助かっている。いざよが叙しい点は、東京と違って、法律関係の古本屋さんがほとんどないことだ。が、それを上回る熊本の

水のおいしさは格別だ。「水と歴史と文学の街」熊本が大好きになった。

前置きが長くなったが、熊本大学法科大学院の正式認可までの苦労話など若干ご報告したい。

水のおいしさは格別だ。とかの相談を受けたところ、熊本大学法科大学院の正式認可までの苦労話など若干ご報告したい。

即浮かんできたのは、裁判官20年の実務経験を有し、現在熊本で弁護士を開業している原田卓氏だ。都庁入庁が同じ昭和45年の同期であり、早速お願いしたところ、快

熊本大学法科大学院開校に向けて

熊本大学法学部教授 林 勝美
(元総務局法務部訟務担当課長)



熊本大学での林氏の近影

実務家として「公共政策法務」を

法務「地方自治と法」を目を通して見た一味違う講義することとなった経緯についても、報告させていただきます。決め手は判決事件で私の「林」名が公刊雑誌等に代理人として登載されている事件のみ40件程、詳細に記載する等したが、実務家認可に繋がったと思う。私の実務家認可の件については、大学当局及び吉田前法学部長、良永現法学部長以下関係者の尽力により実現したものである。

実務家として「公共政策法務」を担当するのは、全国の法科大学院で唯一私一人なので、法曹養成の観点から、訴訟実務の

特色を一言で言うと、入学定員30人に対して、専任教員20人、兼任・兼任教員38人に対応するという極めて濃密な少人数教育を、双方向・多方向の授業を採用して実施することである。また、充実したカリキュラム、法曹実務家(裁判官、検察官、弁護士16名)を配置した充実した教育組織、クラス担任、インストラクターが対応する充実した学習・生活支援システムの採用等が、特色として挙げられる。

熊本大学法科大学院へは、ホームページ(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/lawschool/>)でアクセスできるので、ご覧いただければと思う。

正式に認可を受けたものの法科大学院でも、来年4月の開設に向けて様々な課題が山積しているのではないかと考える。

熊本大学でも法科大学院の予定教員全員の授業試行が今、行われている。このような中で、入試の出願は12月15日から受付開始である。

来年4月の法科大学院開設後にまた報告できればと思うが、最後に、磨けば光る人材を熊本大学法科大学院へ一人でも多く受験していただくよう皆様にお願ひして、とりあえずの報告としたい。

熊本大学では、この選考は、法学部長から訴訟実務経験の長い私に、誰か熊本大学法科大学院の専任教員として「公共政策

く引き受けてもらい、実務家の中心メンバーとして活躍していただくこととなり、この度の認可となった。

ここで、私が同じく実務家として認可を受け、熊本大学法科大学院の専任教員として「公共政策法務」を担当するのは、全国の法科大学院で唯一私一人なので、法曹養成の観点から、訴訟実務の